

令和3年度山形県料亭文化緊急支援事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、山形県内の料亭が実施するポストコロナを見据えた新たな需要に対応するための取組を支援するため、「山形県補助金等の適正化に関する規則」(昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で料亭を営む事業者に対し補助金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 料亭 和風設備の客席を設け、山形の伝統的料理を提供し、客に遊興又は飲食をさせる店舗で、長年にわたり地域に密着し、かつ、本県の和の文化に触れることができるものとして、知事が適当であると認めるもの。
- (2) 日本庭園 日本の伝統的形式をもった庭園をいう。
- (3) 会席料理 山形の伝統料理等を含むコース形式の日本料理をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることのできる料亭を営む事業者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次のいずれにも該当する者。
 - ア 山形県内において、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条の規定による許可を受けて事業を営んでいる者。ただし、旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項又は第3項に規定する宿泊施設の営業を行っている者を除く。
 - イ おおむね40畳以上の和室の大広間又は大宴会場(以下、「大広間等」という。)を有する店舗において事業を行う者。
 - ウ 敷地内に大広間等から見ることで日本庭園等を有する店舗において事業を行う者。
 - エ 会席料理を提供する者。
 - オ 「山形県新型コロナウイルス対策認証制度」の認証を取得している者又は認証に取り組む者。
 - カ 事業を継続中であり、補助金の受給後も事業を継続する者。
- (2) 次のいずれかに該当する者。
 - ア 国の登録有形文化財に指定された建造物において事業を行う者。
 - イ やまがた舞子の協賛店舗又は酒田舞娘の演舞が常時鑑賞可能な店舗において事業を行う者。
 - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に係る法律(昭和23年法律第122号。以下、「法」という。)第2条第1項第1号に規定する風俗営業について、法第3条第1項の規定に基づく許可を受けている者。
- (3) 次のいずれにも該当しない者。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員等(同法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経

過しない者をいう。以下同じ。)

- ウ 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等であるもの
- エ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの
- オ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
- カ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
- キ その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

（補助対象事業）

第4条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、令和3年4月1日から令和4年2月28日までに実施するポストコロナを見据えた新たな需要に対応するための取組に関する事業とする。

（補助対象経費）

第5条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する補助対象事業を実施するために必要な経費であって、別表1に掲げるものとする。ただし、国、県及び市町村等が助成する他の補助金等の交付を受けている又は受ける予定である経費については対象外とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の額又は1施設あたり1,000,000円のいずれか低い額を上限とする。ただし、千円未満の端数が生じる場合には、その端数を切り捨てた額とする。

（交付申請）

第7条 規則第5条に定める補助金の交付申請は、補助金等交付申請書（規則別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 補助事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 申請要件等確認書（別記様式第2号）
- (3) 口座振替申出書（別記様式第3号）
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 補助対象者は、前項の補助金の交付の申請にあたり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかでないも

のについては、この限りではない。

- 3 第1項の交付申請書は、令和3年12月17日（金）まで提出しなければならない。
- 4 複数の補助対象施設を所有する補助対象者は、補助対象施設ごとに申請することができる。

（交付決定の通知）

第8条 知事は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、内容を審査及び必要に応じて現地確認を行い、補助金の交付又は不交付の決定を行い、交付決定の場合は、当該事業の申請者（以下「補助事業者」という。）に別記様式第4号により通知するものとする。

- 2 前項の交付決定にあたり、知事は、補助金の交付申請の内容を修正して、又は必要な条件を付して補助事業者に通知することができる。

（交付の条件）

第9条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、事業費の20パーセントを超えない減とする。

- 2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、変更承認申請書（別記様式第5号）及び補助事業変更計画書（別記様式第6号）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定により変更承認申請があったときは、内容を審査し変更の承認又は不承認の決定を行い、承認の場合は、変更交付決定を補助事業者に対して別記様式第7号により、通知するものとする。
- 4 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第8号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

（補助事業が予定期間内に完了しない場合等の報告）

第10条 補助事業が予定期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、規則第7条第1項第2号の規定により、その理由を知事に報告し、指示を受けなければならない。

（実績報告）

第11条 規則第14条に定める実績報告は、補助事業等実績報告書（規則別記様式第2号）により行い、提出期限は補助事業完了後30日を経過する日（交付申請時において既に事業が完了している場合は、交付決定後30日を経過する日）又は令和4年3月15日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 実績報告書添付書類確認票（別記様式第9号）
 - (2) 誓約書（別記様式第10号）
 - (3) 事業実績書（別記様式第11号）
 - (4) 収支決算書（別記様式第12号）
 - (5) その他知事が必要と認める書類
- 2 補助事業者は、実績報告書の提出にあたり、第7条第2項ただし書の、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係

る仕入れ控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合には、その金額(実績報告の規定により減額した補助事業者については、その金額を減じた額を上回る部分の金額)を消費税等相当額報告書(別記様式第13号)により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金額の確定)

第13条 知事は、前条の規定により補助金実績報告書の提出があった場合において、当該補助金実績報告書の審査及び必要に応じて現地確認を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の額を確定し、別記様式第14号により通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 知事は、前条の規定による額の確定を行った場合は、速やかに補助金を支払うものとする。

2 知事が必要と認めるときは、補助金の交付決定の後に、概算払をすることがある。

3 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書に概算払を必要とする理由書及び資金計画書を添付して、知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 知事は、補助金の交付決定を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき。

2 知事は、前項により補助金の交付決定を取り消した場合において、すでに補助金を補助事業者に交付しているときは、補助金の全額を返還させることができる。

(財産の管理)

第16条 補助事業者は、補助事業によって取得し、または効用を増加させた財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後も取得財産等管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第17条 規則第22条第1項第2号の規定により知事が指定する財産は、取得価格が1件50万円以上の機械及び器具とする。

2 補助事業者が規則第22条の規定により知事の承認を受けようとするときは、財産処分等承認申請書(別記様式第15号)に理由書を添えて知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の承認をする場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付さ

せることができるものとする。

- 4 規則第22条ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

（補助金の経理等）

第18条 補助事業者は、補助対象事業に係る関係書類及び帳簿書類を、当該補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間（令和8年度まで）保存しなければならない。

- 2 知事は、必要と認める場合は、前項に掲げる書類の提出を補助事業者へ求めることができる。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月25日から施行する。

別表1（補助対象経費）

ポストコロナを見据えた新たな需要に対応するための取組に要する経費

- 日本庭園や客室等の維持経費
- バリアフリー環境の整備
- ホームページの新設・改修
- 集客用チラシの作成
- 無料Wi-Fi環境の整備
- 非接触型決済システムの導入
- その他知事が特に必要と認めるもの